

当院、薬事委員会規定に準ずるが、後発医薬品に関して現状は以下の優先順位となっている。

1. 供給：安定供給であること
2. 適応症：先発品と適応症が同じ、または対象となる適応症を持つこと
3. 情報：医薬品メーカーからの情報提供体制があること
4. 外観：錠剤やカプセルなど医薬品本体に識別しやすい刻印や印刷があること
5. 名称：~~間違いやすい名称の医薬品が当院採用薬にないこと~~→ほぼ成分名で統一されているため選択の余地は少ない。